



公的年金を受給されている方へ

国民年金や厚生年金などの公的年金を受給されたときは、雑所得になります。

「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額がある場合は、確定申告で清算することになります。「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額がない場合であっても、公的年金の雑所得と公的年金以外の所得とを合計した所得金額が、扶養控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超える場合には、確定申告を行う必要があります。

平成19年分の所得税の確定申告における主な税制改正事項

○定率減税の廃止

平成18年分をもって、定率減税（所得税額の10%相当額、最高限度額は12万5千円）が廃止されました。

○所得税の税率改正

税源移譲により、所得税の税率構造が改められました。

○地震保険料控除の創設

損害保険料控除を改組し、地震保険の保険料の金額の合計額（最高5万円）を控除する地震保険料控除が創設されました。

また、平成19年分から損害保険料控除が廃止されましたが、一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、経過措置として、地震保険料控除の対象とすることができます。

地震保険料の控除額

区分	年間の支払保険料の合計	控除額
(1) 地震保険料	5万円以下	支払金額
	5万円超	5万円
(2) 旧長期損害保険料	1万円以下	支払金額
	1万円超 2万円以下	支払金額 ÷ 2 + 5千円
	2万円超	1万5千円
(1)・(2) 両方ある場合		(1)、(2) それぞれの方法で計算した金額の合計額（最高5万円）

申告書(控)に税務署受付印の押印が必要な方(事業所等)へ

- ①申告書を郵送等で提出される場合→申告書(控)及び切手を貼り付けた返信用封筒を同封して提出してください。
- ②直接税務署に申告書を提出される場合→申告書と申告書(控)を受付窓口で担当者に提出してください。申告書(控)に税務署受付印の押印が必要な方(事業所等)は、上記の手続きを確実にお願いします。

確定申告書の「送付不要」欄の記載について

【税務署から申告書用紙が送付された方へ】

「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成されるなどにより、来年以降、税務署からの申告書用紙の送付が必要でない方は、申告書用紙右上の「送付不要」欄に○印を記載してください。

ネットでらくらく。申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で!

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅やオフィスでいつでも簡単に所得税、消費税(個人)の確定申告書や青色申告決算書・収支内訳書等が作成できます。「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。

平成19年分確定申告

自分で書いてお早めに!!

■問合せ 武生税務署 TEL 22-0890 / 町民税務課 ☎ 47・8014

平成19年分確定申告書受付期間

所得税 ⇒ 平成20年3月17日(月)

消費税及び地方消費税 ⇒ 平成20年3月31日(月)

お願いします。

確定申告期間中、税務署および申告相談会場は、大変混雑します。会場へ向いて申告する時は、**農業所得の収支計算、医療費控除の支払額の合計**などは、事前にご自分で計算しておいてください。

申告と納税は期限内に!

確定申告をする必要のある方が期限内に申告・納税をしなかった場合、後で不足の税金を納めていただくだけでなく、加算税や延滞税も納めていただく場合がありますのでご注意ください。

申告書の提出前には内容や添付書類の確認を!

申告書等を提出される前に、次の点などについて、もう一度確認しましょう。

- ①申告される方の住所・氏名は、記入されていますか?
- ②押印はされていますか?
- ③申告し忘れていた所得はないですか?
- ④控除対象とならない方を扶養(配偶者)控除に含めていませんか?
- ⑤計算誤りはないですか?
- ⑥書類の提出や添付はすべてされましたか? など

※源泉徴収票を確認しましょう。年末調整や年金の支払報告で、すでに扶養親族として申告してある人を、別の人が扶養親族として申告する誤りが多く見られます。

※正しい申告が期限内に行われなかった場合には、修正申告書を提出していただくことになり、後で不足の税金を納めていただくだけでなく、加算税や延滞税も納めていただく場合がありますのでご注意ください。

ご利用ください

○町の確定申告相談……町内での申告相談を日程表(町民カレンダー2月号裏面に記載)のとおり実施します。

消費税のお知らせ

平成19年分の課税売上高が1,000万円を超える方へ

平成19年分の消費税課税事業者の方へ

平成21年分の消費税の課税事業者となりますので、届出書を提出していただく必要があります。

○新たに課税売上高が1,000万円を超える方→「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出してください。

また、平成21年1月から帳簿の記載や請求書等の保存が必要となります。

○課税売上高が5,000万円以下の方→「簡易課税制度」を選択することができます。この制度を選択される場合、平成20年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。

平成19年分の課税売上高が1,000万円以下となる場合、

- ①平成19年分の消費税の確定申告は必要です。
- ②平成21年分の消費税については課税事業者ではなくなりますので、消費税の「納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出してください。

(注)「課税事業者選択届出書」を提出されている方は上記②については該当しません。